

明治初期の遍路統制——根拠法令とその運用

中川 未来（愛媛大学法文学部講師）

The political context of regulations along the Shikoku henro during the transition between the early-modern and modern period.

Mirai NAKAGAWA

Senior Assistant Professor, Faculty of Laws and Letters, Ehime University

Regulations towards the Shikoku henro imposed by the public authorities during the transition between the early-modern and modern periods have been understood to be part of the regulatory policies towards religion and folk belief of the time. The Meiji government sought to control the local people by creating the *koseki* (family register) system and the turning point occurred around 1871-1874 when religion and folk belief also were affected by the pressure based on the belief in enlightenment. Similar to the prohibitions of making a pilgrimage to the sixty-six areas of Japan and *komusou* (monks of the Fuke sect) in 1871 as well as begging in 1872, the Shikoku pilgrimage was also deemed to not be conforming to the nation state so it was also subject to regulations. However, by reorganizing and reexamining the laws that formed the basis of the Shikoku henro regulations, the following points have become clear:

First of all, some of the regulations aimed at folk belief and religion during the early 1870s were bans towards religious acts and religious people who traveled around the country. They were split into two categories: 1) Regulations as part of policies for indoctrination and 2) regulations as part of policies for controlling the movement of people through the creation of the *koseki* system. 1) also included begging by priests and local or shugen religious people and 2) included traveling to the sixty-six districts in Japan and those belonging to the Fuke-sect.

Next, those making the Shikoku pilgrimage affected by the regulations of the public powers of the time where people who were wandering around the island who had not submitted a travel permit and who had not been issued a certificate. Regulations towards them came under the No. 2 law previously stated, and just like acts of begging which were not a religious policy, but carried out as part of administrative measures towards those moving about due to economic distress.

Finally, regulations directed towards the movement of people, including Shikoku pilgrims, due to economic distress, moved away from the political objective of controlling people because of the creation of the *koseki* system during the early 1880s and moved towards the supervision of wandering people by the police and the disposition of those who had collapsed or died during their travels. Thus, from the late 1880s regulations in an arbitrary form enforced by the police became stricter.

はじめに

明治初期の公権力による四国遍路への統制は、これまで広く近世・近代移行期の宗教や民俗信仰への統制政策の文脈に位置づけられ、理解されてきた。すなわち近代史研究の知見によると、1871～1874（明治4～7）年頃を契機として民俗信仰は「猥雑で浪費的な旧習」に一括されて「啓蒙主義的な確信にもとづく」抑圧の対象となつたが⁽¹⁾、四国遍路もまた、六十六部廻国巡礼や虚無僧（1871年禁止）、僧侶の托鉢（1872年禁止）、梓巫（あずさみこ）・市子など（1873年禁止）と同様に、戸籍編成を通じて人びとを直接的に把握し「富国強兵・殖産興業」を目指す明治政府にとって、「国民国家建設のイデオロギー」に即さない存在・

習俗とみなされ、政策的な統制を受けたとされている⁽²⁾。

一方で近世史研究の視点からは、近世後期から幕末維新期の伊予国や阿波国を対象に、藩権力による往来手形や船上がり手形の発給を通じた遍路統制の実態について実証研究が積み重ねられ、それら統制の運用が地域社会における否定的乞食觀を醸成する一因ともなり、近代における「勧進行為の体制的な否定」へつながるとの展望が導かれている⁽³⁾。

このように近世・近代移行期における遍路統制については、近代史研究と近世史研究の双方から接近が試みられてきた。しかし統制の性格をいかに理解すべきかについては、宗教・民俗信仰への統制なのか、それとも勧進行為への統制なのか、さらには戸籍編成や富国強兵・殖産興業といった諸政策と関連があるのかという諸点をめぐり、必ずしも整合的な像が描かれていないと思われる。その要因としては、実際に遍路と相対する地域の行政（府県）が新政府の統制政策を運用する際に準拠した諸法令に関する体系的検討が進んでいないため、そもそも遍路統制政策なるものの政策的文脈が明確でないことを指摘できよう。

そこで本稿は、近現代の四国遍路を考察するための前提作業として、明治初期、具体的には1860年代末から1880年代前半における遍路統制の政策的文脈について、根拠法令とその立法意図を整理し、運用の実態にも注目しつつ全体像を俯瞰することで、その特徴と時期的変遷の過程を分析することを課題とする。

なお、近現代の四国遍路を研究する際にあと一つの前提となるであろう廃仏毀釈の影響、すなわち慶応4（1868）年に維新政権が発した一連の「神仏分離」に関する諸法令が個別の靈場の形態、さらには巡礼のあり方に与えた影響については、法令面での検討に加えて各靈場に即した事例研究を積み重ねる必要があるため、本稿では扱わない。また、以下文中に掲げる引用史料は、読みやすさを考慮して適宜片仮名を平仮名に直し句読点を付すなど必要最小限の改変を加えている。さらに年代表記は、基本的に1873（明治6）年1月1日の改暦以前については元号を優先している。

1 遍路統制政策の背景——戸籍・貧民・宗教的漂泊者

（1）戸籍編成と「脱籍無產之輩」の処遇

四国靈場の巡礼は、藩や府県など複数の行政区域にまたがる人身の移動を伴う行為である。しかし維新政権の成立当初、国家領域内の移動は必ずしも自由ではなく、人びとは従来と同じく四国遍路への出発に際して公権力への届け出と証明書の受給、そして移動中の証明書の携帯を要求されていた。

慶応4（1868）年3月15日のいわゆる「五榜の掲示」は、人身把握のため「猥に士民とも本国を脱走いたし候儀固く御法度たり」（第5札）と⁽⁴⁾、人別帳に記載された居住地から他藩へ無届けで移動することを原則禁止していた。その後の人身把握政策は、従来の身分別に編成された人別帳から属地主義をとる戸籍へと転換する。戸籍の編成は明治3（1870）年より一部地域で試みられ（庚午戸籍・辛未戸籍）、明治4（1871）年4月4日の戸籍法制定に伴い同年10月3日をもって人別帳は廃止となり、翌明治5（1872）年中には壬申戸籍の編成が全国的に始まる。

戸籍法の第5則では、「出生死去出入等」に際して戸長（区町村の行政責任者）への届出が義務づけられ、同じく第14則では、旅行に際しての「鑑札」携帯（当人の名・住所・職分を記載）が定められた⁽⁵⁾。このうち旅行鑑札制度は、戸籍法制定直後の明治4年7月22日に廃止されるが、一方で、戸長への届出義務と府県レベルにおける往来手形類似書類の発給は、以降も継続した。当然ながら四国遍路を志す人びとも、この制度に則って居住地の戸長役場へ旅行届を提出し、何らかの証明書を受給することが必要であった。一例をあげると、1876（明治9）年4月に京都府下京区から四国へ渡ったある人物の場合、戸長および区長より「諸国市在御役人中」へ宛て、「右者遊歴今十四日出立、日数九十日間四国靈場巡拝致候条相違無之、為其往来券如件」なる文言を記した「往来券」が発給されている⁽⁶⁾。このように、近世以来の往来手形の形式を備えた「往来券」の発給は、東京府では1879（明治12）年、京都府では1881（明治14）年、さらに山口県では1886（明治19）年まで続き、埼玉県の場合は1900（明治33）年発給の事例が確認されている⁽⁷⁾。なお戸長への届出制が廃止されるのは、後述するように1881年末である。

それでは、旅行の届け出を行わず、従って「往来券」の発給も受けないで国内を移動する人びとは、どのように処遇されたのか。このような範疇には、商用や遊学、物見遊山といった理由ではなく、経済的窮迫に伴う居住地の移動＝漂泊を余儀なくされた貧民、また「野非人」など従来の人別帳から外れ、そのため戸籍

にも編成されなかつた人びとなどが含まれるだろう。

明治3（1870）年9月4日の太政官布告第560号（以下、「明治3年復籍規則」と表記する）は、彼ら・彼らを一括して「脱籍無産之輩」と定義し、

其本貫に復帰せしむるは、士民に不拘其者脱籍の始末及生国親族等篤と取糾し、府藩県送を以本貫へ可引渡候事

と、原則として本籍地へ送付することを定めた⁽⁸⁾。さらに同年12月20日に制定された近代日本初の刑法典である新律綱領の戸婚律では、「凡本籍を脱して逃亡する者は杖八十。士族・卒は、一等を加ふ」⁽⁹⁾と、脱籍が刑法罪として加えられた（身体刑は明治5年に原則として懲役刑となり、杖刑80回は懲役80日と換算された）⁽¹⁰⁾。なお脱籍無産者など漂泊する人びとの取締りを担つたのは、各府県単位で整備が進められつつあつた「遷卒」「捕亡吏」といった警察業務従事者と推測されるが、当該期は未だ一般行政と警察行政の領域は未分離であった。中央集権的な警察機構が人びとの生活を直接に掌握するようになるのは、後述するように1880年代以降となる。

しかし、経済的窮迫に伴う漂泊者に刑罰を加えてその出身地へ送致するだけでは、事態の根本的解決にいたらないことは明らかである。これについて、例えば日光県（現栃木県の一部）による明治4（1871）年5月2日付の太政官宛伺をみると、「無宿無賴にて漂流窮迫」する「野非人」を刑後徒場に留置し「生産の道を授け」るという措置が提案され、認可を受けている⁽¹¹⁾。このような脱籍無産者に対する授産措置は、同年末には全国的に展開され、郷里に家が無く「生業難相立者」については本籍地への送付を停止し、徒場へ収容のうえ「独立活計」が立つよう教育を施すことになった⁽¹²⁾。

その後明治5（1872）年11月27日に監獄則が制定されると、

脱籍無産復籍しかたき者、本刑懲役の限満ちし後は皆此監に移し、罪囚と区別し工芸を習慣せしめ独立活計の目途を立、然る後本人望みの地へ入籍せしむ（第10条）

と、脱籍無産者の監獄への収監と授産、そして任意の地での戸籍作成という一連の手続きが定式化される。その際「脱籍漂泊の徒乞食に至迄続々集り」徒場への収容が不可能となつた東京府では、「諸国漂泊者」を集めて収容する「教育所」の設置を太政官へ要求しており、その結果1873（明治6）年には授産施設として「養育院」が開設されている⁽¹³⁾。

以上のように、1870年代初頭には脱籍無産者、なかでも漂泊する貧民を対象とする一連の行政措置が確立したといえるが、ここで後述する遍路統制との関係で触れておくべきは、貧民取締りの論理として法令中では貧困を自己責任と捉える観念が強調されていることである。「乞食等」への施しを禁止した東京府達（1872年10月26日）をみてみよう。

一 従来乞食等へ米錢を与ふるは畢竟姑息の情より出候事にて、其實は一時飢餓を免れしむる而已、却て其者を放逸に至らしむるに付米錢を与へ候儀は一切不相成、〔中略〕自然他より潜入し候者有之、夜中廡下へ差置又は米錢等差遣候者有之候半は、見当次第遷卒にて差押、施し候當人へ式錢宛過料可申付候、此旨兼テ可相心得事⁽¹⁴⁾

ここでは、施しが貧民を「放逸」に導くものとされ、貧民への居住の便宜供与や食料・金錢の施しといった從来存在した慣習も、同時に否定されている。このように、経済的窮迫による漂泊や乞食行為を「放逸」とみなして抑圧するという論理は、次節で検討する宗教的漂泊者への統制に際しても一貫して確認されるため、その位置づけを試みる際の指標となるだろう。

（2）宗教的漂泊者への統制

脱籍無産者への行政措置が定式化された1870年代初頭は、一方で維新政権による民衆教化政策が推進さ

れた時期と重なる。そのため、教部省・教導職の設置（1872年3月・4月）や三条教則の発布（同年4月）といった民衆教化政策の一環としての宗教統制と、脱籍無産者対策と結びついた宗教的漂泊者への統制とは、しばしば混同して理解されてきた。しかし以下でみるように、同じく人身の移動を伴う宗教行為への統制であっても、その政策意図は対象によって明確に異なっていた。

まず、明治5（1872）年11月9日の僧侶托鉢の禁止について確認しよう。托鉢の禁止理由について大木喬任（文部卿兼教部卿）は、「僧侶の儀既に教導職に被補、三条の大旨を体認し各自天職を尽すべきの真理を以人を教導致し候、付ては托鉢の儀従前の儘差置候ては不都合の次第」⁽¹⁵⁾としている。僧侶は民衆教化政策の一翼を担うべき存在であるため托鉢が禁じられるのであり、脱籍無産者対策とは関係ないことが了解されるだろう（僧侶托鉢の禁止は1881年に解禁）。

これは修験についても同様である。太政官は1872年9月15日に修験宗の廃止を決定したが、同時に修験は、真言宗か天台宗に属することで僧侶として認知された⁽¹⁶⁾。すなわち、僧侶たる修験は教導職への任命が可能となり、体制内に組みこまれることになったである。さらに翌1873（明治6）年には、「梓巫・市子並憑祈祷・狐下け」といった民俗的な宗教行為が、「愚民」を「蠱惑」し「開化之進歩」を「却退」するものとして禁止される。これは、梓巫などの民間宗教者を教導職の枠組みから除外するものであった⁽¹⁷⁾。

他方で、六十六部廻国巡礼や普化宗（虚無僧）に対する統制は、民衆教化とは異なる政策論理に依拠していた。明治4（1871）年10月14日に太政官は、

平民廻国修行の名義を以六十六部と称し、仲間を立寄宿所を設置米錢等の施物を乞ひ候儀、自今一切禁止候事、但従前寄宿六部共の内、脱籍の者は復籍規則に照準し其本貫へ帰籍可為致事⁽¹⁸⁾

と、六十六部の漂泊・乞食行為を禁じ、かつ脱籍者の復籍を命じている。従来六十六部は仁和寺の支配下にあったが、門跡制度の廃止（1871年）を受けた関係者は会所を設立し、六十六部の支配継続を歎願していた。しかし大蔵省は、「糊口のため旧籍を脱シ」て乞食行為を行う六十六部の行者は戸籍編成に伴い「帰籍ヲ厭」う「一種ノ遊民」とみなすべきであり、「斯る開化の時勢に当り一日も可存置事に有之間敷候」として、それを斥けている⁽¹⁹⁾。六十六部への統制は、漂泊する脱籍無産者に対する行政措置の一環なのである。

普化宗についても同断である。新発田藩は明治4年3月20日、虚無僧は「金錢貪取糊口の資」とする「遊民哺飯ノ徒」であり「良民の妨害」となっているとして、管内にある明暗寺の廃止を太政官に伺い、許可されている⁽²⁰⁾。また同年10月に、「有害無用の一宗旨」たる普化宗の全国的な統制を意図した大久保利通（大蔵卿）と井上馨（大蔵少輔）は、「維新の今日、脱籍無産四方無告の徒、身を宗門に忍ふべき者等は人世一人も無之は勿論」と述べている⁽²¹⁾。普化宗廃止（明治4年10月28日）の意図が、脱籍無産者対策の一つであったことは明らかである。

以上本節で確認された事實を整理するならば、1870年代初頭の宗教統制のうち、従来ともすれば同一線上で評価されてきた人身の移動を伴う宗教者や宗教行為に対する諸禁令は、民衆教化政策の一環としての統制と、戸籍編成に伴う人身把握政策の一環としての統制とに分類される。そして前者には僧侶托鉢や修験、梓巫など、後者には六十六部廻国巡礼や普化宗が含まれていたのである。

それでは、四国遍路に対する統制は、これらの何れに分類されるのだろうか。章を改めて検討したい。

2 遍路統制の政策的位置——地域における脱籍無産者対策

四国遍路を行う人びとのうち、当該期の公権力が主たる統制の対象としたのは、旅行の届け出を行わず、従って「往来券」の発給も受けないで漂泊する人びとであった。すでに前章では類似の範疇である乞食行為に対する処方針をみてきたが、遍路統制の性格を考えるためにも、改めて府県レベルの乞食統制法規を検討しておきたい。明治5（1872）年6月の広島県布令は、「乞食の者」への施物を次のように禁じている。

近頃乞食の者往々徘徊候趣に相聞、畢竟私に施物候者有之より右等遊惰無賴の者不断出来、全く姑息の憐愍より却て不為を生し候訣にて、先般教育所被設置候御趣意に差支り候条、向後乞食の者へ施物等一

切不相成⁽²²⁾

このように、「乞食」は「遊惰無賴の者」であり、施物は「遊惰無賴」を助長するという論理構成は、先に紹介した同年の東京府達と同様である。上記史料中の「教育所」とは、第1章で触れた脱籍無産者の収容・授産を規定する明治4年末の太政官布告に基づいた広島県による施設であろう。

また広島県と同時期に山口県が発した告諭も、「乞丐の徒」は「鳏寡孤独廢疾不具の者」ではなく「多くは自暴自棄の少壯者、游惰の弊風に泥み、其身の勤労を厭ひ、食を世人に仰き視として恥さる者」であり、「盜心を包藏し昼は乞丐の体を為し自由に村内を徘徊し夜に至り窃盜する者も又尠からず」と断定し、治安維持の観点からも「乞丐者」への「給恵」を禁じている⁽²³⁾。さらに山口県の告諭は「無宿の徒」の本籍地送付も定めているのであり、総じてこれら県が発した乞食行為に対する統制法令は、第1章でみたように脱籍無産者の復籍を規定した明治3年復籍規則とその関連法規に忠実に依拠していたといえよう。さらには、経済的窮迫のため漂泊する人びとを遊民視して指弾するという論理構成が、六十六部廻国巡礼や普化宗に対するそれと同一であることも了解されるだろう。

以上の理解を踏まえたうえで、同時期の四国各県より発された遍路に対する統制法規をみると、まず明治5（1872）年2月付の高知県布令が注目される。

此節他県管轄遍路乞食体の者入来徘徊致し候趣に付、戸長以下什長に至迄精々遂不審、印鑑所持不致者は戸長作配を以最寄御境目ヨリ追払之首尾有之筈、但捕卒巡卒共見逢次第取計候時は戸長へ引渡右同断作配の筈、窮民札不願受者袖乞不相成候に付、当県他県の無差別、縦令遍路体の者たりとも右札所持不致者へ食物米錢等總て手の内の施致し候儀決而不相成旨、諸所へ掲示可致事⁽²⁴⁾

ここでは、「遍路乞食体の者」で身分証明を所持しない人びとの県外追放、また「窮民札」不所持者については「縦令遍路体の者たりとも」施物を禁止することが規定されている。先に検討した乞食統制とほぼ同一の論理構成であるが、一方では県外追放のみを規定し本籍地送付までは踏み込まない点が特徴である。

同様に1873（明治6）年4月の名東県（徳島・香川・淡路島を管轄）諭達でも、「四国順拝杯と唱へ、人の門戸に立て食を乞の類」は「全く野蛮の弊風」とされ、さらには「後生の為」に行う巡礼者への接待も「姑息の私情」「人民の障壁」と断じられ、遍路の管外放逐および施物者の放逐費用負担が定められている⁽²⁵⁾。

他方で、同じく1873年12月15日付の名東県布令は、「遍路無宿」「通路にて物貰致し及乞丐無宿者」を「其区より跡の区へ追払可申」とする点は高知県の場合と同様であるが、それが病者であり快癒見込みがない場合は本籍地へ送付するとしている⁽²⁶⁾。また翌1874年12月24日付の同県達は、

元來当県は四国遍路絡繹來往致候國柄に付別て取締相立難く候間、区戸長以下役々は勿論人々厚く注意を其跡を相絶ち不申時は、第一盜賊の取締立兼隨て害を被者不少候条見當次第來路え可追払、且又姑息を以て米錢物等を与へ候於有之者、兼テ相達候通其者引受として原籍へ送帰し候は勿論、無籍の者は永く其家に加籍たるへく候条、心得違無之様区内無洩可触示此段相達候事⁽²⁷⁾

と、遍路に施物を行った者に対して脱籍無産者の場合と同じく遍路を本籍地へ送付する際の費用負担を求める内容である。

以上のように、高知県と名東県の遍路統制は、乞食行為の場合と同じく脱籍無産者への処分に準拠しつつも、本籍地送付は原則としては行わず、病者の場合や施物者に対する懲罰としてのみそれを実施するものであった。その理由について考察すると、明治3年復籍規則では脱籍者の本籍地送付に必要な費用は当人に支払い能力が無い場合に限り府県の官費負担とされていた。しかし遍路が「絡繹來往」する四国各県では、同規則の厳格な運用が困難であったのではないかと推測される⁽²⁸⁾。その一方で病者に対しては本籍地送付が実施されたのは、明治4（1871）年の行旅病人取扱規則（太政官布告第290号）および「脱籍人復籍並行旅病人宿村送処分」を定めた1873（明治6）年の大蔵省第52号布達を踏まえた措置であったと考えられる⁽²⁹⁾。

以上の事例からみても、遍路への統制は法令上は宗教政策ではなく、脱籍無産者に対する措置の一環であ

ることは明らかといえるだろう。それでは、このような統制法規は実際にはどのように運用されていたのか。実態を確認するため、1873（明治6）年9月23日に川邊久保（愛媛県少属）が江木康直（同県参事）と大久保親彦（同権参事）へ提出した建白書を検討してみよう⁽³⁰⁾。

同建白書において川邊は、まず産業の少ない愛媛県が抱える問題として管内「無高無籍無頼の徒」と県外から「神仏拝礼と号し、其実自國に於て罪を犯し逃亡して當國に渡海する者」の多さを掲げる。そして、

右等の族ら四国八十八ヶ所順拝致すを遍路と唱へ、村浦にて合力等を請徘徊いたし、逼迫の余り盜悪事等相勵良民害の者追々捕縛、然る処自他の区別なく無籍逃亡の者、順路中出生幼年にして両親に別れ生國不存もの等は懲役所傍々御指置相成る御都合に候得共、目今御疏置にては往々出場の目途もこれなく憫然の至り

と、「無籍逃亡の者」や巡礼中に誕生し両親と生き別れた子どもなど、「懲役所」への収容が必要な脱籍無産者に該当する遍路の処遇について、施設収容後に行き場所がないという問題点を指摘するのである。なお引用史料中の「懲役所」とは、当初松山城の櫓を使用していた監獄施設を、1873年6月に温泉郡藤原村（現在の松山市藤原町）の元徒刑場に新築移転したものである⁽³¹⁾。ここからは、遍路統制が先述した監獄則（1872年）など脱籍無産者への措置に準拠していたことが改めて確認されるが、川邊は愛媛県の場合そのような処置に授産の実態が伴っていない点を批判しているのである。

そのため川邊は、目黒村（現在の北宇和郡松野町目黒）の官有地に「教育所」を新設し、「懲役原限満でも生業営の道なく、原籍等えも引渡し申付難ぐ者」を収容し、「監獄則に基き」規則を設けて労働の対価を支払い、「一家の資に為る者は地所割渡し出場籍に附し、無高無籍の徒一人も無之様」にすることで経済的困窮による漂泊者へ「撫恤の道」を拓くことを提案している。

川邊の提言がその後実現したか否かは今のところ不明であるが、本建白書からも、遍路の収容と授産が乞食行為の場合と同じく脱籍無産者に対する行政処分の一環として、明治3年復籍規則や監獄則などに依拠して運用されていたことは確かといえよう。

しかし、このような脱籍無産者類似の遍路に対する一般行政の権能による県外追放、もしくは収容・授産・復籍といった一連の措置は、1870年代末～80年代初頭の法令改廃によって大きく変化することになる。

3 遍路統制の転回——一般行政から行政警察へ

（1）人身移動の把握から「行き倒れ」処理へ

新律綱領で定められた脱籍無産者の逃亡罪は、その後の改定律例（1873年6月13日付太政官布告第207号）の第117～121条（逃亡条例）に引き継がれるが、当該条文は1877（明治10）年11月2日に廃止される⁽³²⁾。これは、脱籍が刑法罪から除外されたことを意味する。実際に大阪府の事例をみると、戸籍編成前の明治3（1870）年に四国遍路に旅立ち、そのまま立ち戻ることなく無籍のまま他所に居つき、父親の死去に伴う家督相続のため1879（明治12）年に帰郷した人物が、何の咎めもなく復籍を果たしている⁽³³⁾。

また1877（明治10）年12月19日に発された太政官達第95号では、「犯罪決放並脱籍無産の者、其縱放し難き者の外本籍までの遞送を廃す」とされ、脱籍無産者の本籍地送付は原則実施されないことになった⁽³⁴⁾。このように脱籍者の中籍地送付が廃止された背景には、前章で触れたように送付事務に関わる費用負担問題があった。これについて原案を作成した太政官法制局は、「市井無産の徒」を捜索し本籍地へ送付する手続きは「徒勞徒費」であり、「官民の間多少の煩累を生し、人民の疾苦を來すを免れす」と、費用対効果を疑問視している⁽³⁵⁾。また明治3年復籍規則は「逃亡失踪の者」の定期的搜索を規定していたが、内務省は「追々警察法周密」になったため当該規定を廃止したいと伺い出ている（1878年11月11日付太政官達第47号にて廃止）⁽³⁶⁾。すでに内務省は、全国共通の警察組織を確立すべく行政警察規則（1875年3月）を定め、「人民ノ凶害ヲ予防シ、安寧ヲ保全スル」という「行政警察」理念に基づき、地域社会の隅々にまで触角を伸ばしつつあった⁽³⁷⁾。すなわち1870年代末には、行政負担の軽減と警察網の整備という理由から、それまで遍路統制の根拠となっていた脱籍無産者の処理に関する諸法令が改廃されたのである。

結局、遍路を含む経済的困窮による漂泊行為を取締る際の根拠は、刑法（1880年7月17日付太政官布告

第36号、1882年1月1日施行) 第4編の違警罪第425条「定りたる住所なく平常営生の産業なくして諸方に徘徊する者」という規定に収斂され、当該条の違反者に対する処分は、3日以上10日以下の拘留または1円以上1円95銭以下の科料という軽犯罪として、警察の職掌に委ねられることになった⁽³⁸⁾。取締りの主体が、一般行政から行政警察へと大きく転回したのである。

さらに、1881(明治14)年9月19日の太政官達第81号で監獄則が改正され、これに伴い脱籍無産者の収容・授産も廃止された。これら1870年代末から1880年代初めにかけての一連の措置は、松方財政による行政整理の一環と考えられる。最終的に、従来の脱籍無産者に関する諸法令は1882年9月30日の行旅死亡人取扱規則制定に伴い一括して廃止され(太政官布告第49・50号)、それまで存置されていた旅行届出制度もまた1881年末に廃止される⁽³⁹⁾。

以上検討したように、遍路を含む経済的困窮を理由とする人身移動への諸統制は、1880年代前半には戸籍編成と関連した個別人身把握という政策の文脈から離れ、行旅病人や行旅死亡人、行旅病死人の総体としての「行き倒れ」処理へと移行するのである。近現代の「行き倒れ」対策が確立するのは、行旅病人及行旅死亡人取扱法(現行法)が制定される1899年とされるが⁽⁴⁰⁾、これまで論じてきたように個別人身把握から移動の結果処理への転回という側面からみるならば、1880年代前半も一つの画期とみなしうるだろう。

(2) 遍路統制の困難化

一方で、遍路が「絡繹来往」する四国の各県では、それまでの遍路統制を根拠づけていた諸法令が改廃されたことに伴い、実務上の問題点も意識されるようになった。以下では、遍路対応の現場では一体何が問題視されたのかをみるために、明治期の遍路に対する人びとの意識を示す史料としてしばしば紹介⁽⁴¹⁾されてきた新聞論説「遍路拒斥すべし乞丐逐攘すべし」(『土陽新聞』1886年5月9・11・12日)を取りあげてみたい。

高知県で発行されていた『土陽新聞』が議論の対象とするのは、「相応に旅金をも携へ身成も一通り整へて来る」遍路ではなく、「旅金も携へず穢き身成にて朝より晩まで他人の家に食を乞ふて廻り」「巡拝も祈願も何んの其の、主ら事とするは四方八方を食ひめぐるに在り」などとされた、経済的困窮による遍路である。

同論説はそのような遍路の排斥を主張するが、その主たる理由は、①コレラなどの「悪病の蔓延を媒介」すること、②窮迫のあまり強盗や掏摸など犯罪行為に手を染める者があること、③「行き倒れ」が生じた場合の「迷惑」「損害」、の3点である。これまでの研究では、とりわけ衛生に関連する①が注目され、文明化的視線が遍路の排斥につながったと論じられてきた⁽⁴²⁾。しかし、本稿が整理してきた遍路統制の政策的文脈を踏まえれば、同論説の意図や主張は、次に引用する箇所にこそ主眼があることが明らかである。

今日我国の刑法中には、纔に違警罪中に「定りたる住居なく平常営生の産業なくして諸方に徘徊する者」と云ふ個条あり。〔中略〕別に他人の家に食を乞ふて廻ること禁制する個条とては無きことなれば、彼の遍路の如き者も其の家に來りし後に何物をも与へざること主人の勝手なれども、門から内へ這入つて來たからと云つて矢庭に打つことも擲くことも出来るものにてもなし

ここでは、1886年当時の法律に乞食行為を禁ずる条項がないため、家屋敷の敷地内に入って物乞い行為を行う遍路を追い払う法的根拠が見いだせないことが問題視されているのである。同論説は遍路排斥の方法として、施物禁止の申し合わせや国道・県道外への立ち入り禁止措置、また巡査の説諭を掲げているが、これらは遍路の往来そのものを禁止するものではない。このような間接的措置を提案せざるを得ない理由は、本籍地送付といった人身捕縛を可能とする取締法令が廃止されたからである。すでにみたように、引用史料中に例示される「違警罪」において徘徊行為は軽犯罪に過ぎない。つまり『土陽新聞』は、本籍地への送還や監獄への収容を定めた諸法令が廃止された後の遍路対応の困難を指摘しているのであり、それゆえに、「日本の大政府より一つの法律を作り、凡そ遍路なり何なり卒然他人の門内に侵入して食物其他の物品を乞ふことを制止せられんことを欲するなり」と、根本的な対応法令の整備を主張するのである。

このように1880年代前半以降の遍路統制は、それまでとは異なり本籍地への送付や各県管轄内からの排除など実力を伴う措置を執行することが不可能となり、違警罪に依拠した徘徊行為の取締りや「行き倒れ」

処理に移行することになった。しかし、これは必ずしも人身の移動に対する公権力の介入が弱まったことを意味するものではない。直接的な対応法令の不在により、行政警察の任意的な職権内の、その意味では公的な対応ではあるが、しかしそれはむしろ強まっていくのではないかと考えられる。

おわりに

最後に、愛媛県の『海南新聞』に掲載された記事「東方朔の亜流乎」（1888年5月13日）を紹介することで、1880年代以降における遍路統制の運用実態について、残された検討課題と展望を示したい。

同記事は、1888（明治21）年5月11日に松山市南夷子町の宿に到着した2人の遍路が高知県境で体験した一種の靈験談を紹介し、警察の暴力的な職務執行を批判している。内容を概説すると、彼らのうち1人は中国地方から四国に渡り愛媛県を経て高知県へ向かった遍路である。しかし高知県境で運悪く巡査に出会い、彼は次のように「威猛高に叱り付けられ」る。

土佐に入るを許さず、僅か四十銭にて土佐を巡らんこと思ひも寄らす、汝は是より乞食を為すか但しは盜賊を為す外はあらじ、盜賊のなすまじきは固より乞食も追払ふ筈なれば、元来し路へ引返せ

そのため遍路はすごすごと引き返すが、途中で「一人の行脚僧」に出会い金銭の恵みを受けたため、雀躍して反転、高知県境へと向かった。しかし再度同じ巡査の誰かを受け、「事実も糾さて、追払ひの命に背きしを憤り、いきなり靴にて蹴り」つけるなどの暴行を受ける。ところが、倒れ伏した遍路をさらに打擲しようとしていた巡査は、突然「手足かなはす、言語さへ出さりける」状態となる。驚いた同僚巡査が先の行脚僧に謝罪したところ、僧は「其罪を許し」て「手と口は自由を得せしめ」たが、結局暴行を働いた巡査の「足は立たず、終にいざり」となってしまった。その後巡査は、「官威を借りて是迄殴打し拷問しゝ所為を悔ひ、四国巡拝の念を起し其遍路と同行の約なりて今の如く巡拝するなり」というのがこの記事の顛末である。

以上に描かれた巡査の暴行は、明らかに違警罪執行の度を超えており、しかし警察批判を主眼とする同記事が機能するためにも、「乞食も追払ふ」という言葉も含め、その内容はある程度当時の取締り実態に即していたものと判断できよう。高群逸枝「娘巡礼記」（1918年に『九州日日新聞』連載）に描かれた「遍路狩り」とも共通するこのような取締りは、戸口調査など日常的な行政警察事務を通じて実施されたと考えられるが、果たしてそれはどのような内規等に基づき執行されていたのだろうか。

遍路統制の担い手が一般行政から行政警察へと移行した1880年代前半は、警察の権限と対象領域が諸法規により確定され、行政警察が人びとの生活に介入を強めていく時期にあたる⁽⁴³⁾。本稿では1860～80年代の遍路統制について、主としてその政策的文脈と運用を整理してきたが、1880年代以降の展開については、特に行政警察の活動実態も視野に入れながら、史料に即して検討する必要があるだろう。

註

- (1) 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」（『日本近代思想大系5 宗教と国家』岩波書店、1988年）。
- (2) 星野英紀・浅川泰宏『四国遍路—さまざまな祈りの世界』（吉川弘文館、2011年）118頁。なお、安丸良夫も「啓蒙的抑圧」を受けた「下級の宗教者」の事例として「遍路や六十六部」を挙げている（安丸『神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈』岩波新書、1979年、175頁）。
- (3) 内田九州男「近世における四国諸藩の遍路統制」（『第1回四国地域史研究大会 公開シンポジウム・研究集会報告書』四国地域史研究連絡協議会、2009年），町田哲「近世後期阿波における「他国無切手・胡乱者」統制と四国遍路」（『部落問題研究』第193号、2010年）。
- (4) 慶応4（1868）年3月15日付太政官布告第158号（『法令全書』慶応3年、内閣官報局、1887年、67～68頁）。
- (5) 明治4（1871）年4月4日付太政官布告第170号（『法令全書』明治4年、内閣官報局、1888年、117頁），伊藤寿和「明治期の「旅行届」と「旅行証」の実態に関する基礎的研究」（『日本女子大学紀要 文学部』第66号、2017年）。
- (6) 1876（明治9）年4月14日付「往来券」（個人蔵）。
- (7) 奥須磨子「明治前半期・旅の法制的環境」（『和光大学総合文化研究所年報 東西南北』2015年），前掲註(5)伊藤寿和論文。
- (8) 『法令全書』明治3年（内閣官報局、1887年）333～334頁。
- (9) 『日本近代思想大系7 法と秩序』（岩波書店、1992年）214頁。

- (10) 明治5年4月付太政官布告第113号（『法令全書』明治5年、内閣官報局、1889年、86～87頁）。
- (11) 明治4（1871）年5月2日付日光県伺（国立公文書館蔵『公文録』明治4年第94巻）。
- (12) 明治4（1871）年12月26日付太政官無号布告（国立公文書館蔵『太政類典』第2編第133巻）。
- (13) 明治5（1872）年11月27日付太政官布告第378号監獄則（『法令全書』明治5年、内閣官報局、1889年、366頁），明治5年2月19日付東京府伺（『公文録』明治5年第83巻）。
- (14) 明治5（1872）年10月26日付東京府達（『太政類典』第2編第147巻）。
- (15) 明治5（1872）年11月8日付大木喬任届（『公文録』明治5年第54巻）。
- (16) 明治5（1872）年9月15日付太政官布告第273号（『太政類典』第2編第267巻）。
- (17) 1873（明治6）年1月15日付教部省布達第2号（『公文録』明治6年第60巻），林淳「明治五年修驗宗廃止をめぐる一考察」（『禪文化研究所紀要』第30号、2002年）。
- (18) 明治4（1871）年10月14日付太政官無号布告（『太政類典』第2編第13巻）。
- (19) 明治4（1871）年10月8日付大蔵省伺（同上史料）。
- (20) 明治4（1871）年3月20日付新発田藩伺（『公文録』明治4年第226巻）。
- (21) 明治4（1871）年10月付井上馨・大久保利通「普化宗門廃絶ノ儀伺」（『公文録』明治4年第129巻）。
- (22) 明治5（1872）年6月日不詳広島県布令（『日本庶民生活史料集成』第21巻、三一書房、1979年、363頁）。
- (23) 明治5（1872）年6月日不詳山口県告諭（同上書、379頁）。
- (24) 明治5（1872）年5月日不詳高知県布令（同上書、437頁）。なお喜代吉栄徳は、明治3年復籍規則が発される直前の明治3年2月に四国13藩が琴平に集会（いわゆる四国会議）した際に決定された遍路対策に関する史料を翻刻・紹介している（喜代吉「明治三年遍路取締の件」『四国辺路研究』第21号、2003年）。同史料では、往来手形を所持する場合は100日間程度の滞在を認め、手形不所持者は村送りにて生國へ送還する旨が取り決められている。遍路を「民間之患」視する同史料は、幕末の四国各藩による対応（註（2）参照）の最大公約数といえる内容を含んでおり、近世における遍路統制と明治3年復籍規則や監獄則に依拠した取締りとを繋ぐものとして位置づけられよう。
- (25) 1873（明治6）年4月日不詳名東県布令（同上書、418～419頁）。
- (26) 1873（明治6）年12月15日名東県布令（同上書、419頁）。
- (27) 1874（明治7）年12月24日付名東県区長宛達（同上書、420頁）。
- (28) 1874（明治7）年9月20日付の内務省布達甲第24号でも、「府県遁送人其他行旅病人倒死人変死人等の入費有籍は家元より償ひ無籍は官費支給す」となっている（『法令全書』明治7年、内閣官報局、1889年、482頁）。
- (29) 明治4（1871）年6月17日付太政官布告第290号行旅病人取扱規則（前掲註（5）『法令全書』明治4年、253～254頁），1873（明治6）年4月4日付大蔵省布達第52号（『法令全書』明治6年、内閣官報局、1889年、853～854頁）。なお1874（明治7）年12月8日には恤救規則が制定されるが（太政官達第162号、前掲註（27）『法令全書』明治7年、372～373頁），その運用は「独身老幼廢疾疾病等」で「何等ノ業」もできず「赤貧」「他ニ保育スル者」がない「無告ノ窮民」に限定された（1875年7月3日付内務省達乙第85号、『法令全書』明治8年、内閣官報局、1889年、922～925頁）。
- (30) 1873（明治6）年9月23日付川邊久保「建言書」（愛媛県立図書館蔵「愛媛県行政資料」M04-7-3）。
- (31) 『愛媛県史』資料編近代1（愛媛県、1984年）216～218頁。なお神山県（1873年石鉄県とともに愛媛県に新設合併）の明治5（1872）年9月日不詳告諭も、遍路中の脱籍者や「廢疾又は不具」者の「救方」を定めている（同前書、114頁）。
- (32) 1877（明治10）年11月2日付太政官布告第76号（『法令全書』明治10年、内閣官報局、1890年、65頁）。
- (33) 1879（明治12）年1月付大阪府知事渡辺昇宛「無籍立帰リ御願」（『新修茨木市史史料集20 鮎川村戸長執務手控え』茨木市、2016年、123～124頁）。
- (34) 1877（明治10）年12月19日付太政官達第95号（同上史料、222～223頁）。なおこの時点では、目下生計の立たない者については引き続き「授産場又は懲役場」での使役が認められている。
- (35) 1877（明治10）年11月28日付法制局伺（『公文録』明治10年第8巻）。
- (36) 1878（明治11）年3月28日付内務省伺（『太政類典』第3編第30巻）。
- (37) 1875（明治8）年4月5日付太政官達第29号行政警察規則（『法令全書』明治8年、内閣官報局、1889年、539頁）。
- (38) 前掲註（9）『日本近代思想大系7 法と秩序』、406頁。
- (39) 1882年9月30日付太政官布告第50号（『法令全書』明治15年、内閣官報局、1912年、40頁），前掲註（7）奥須磨子論文。
- (40) 「行き倒れ」への対応法制とその運用実態については、竹永三男「近現代の「行き倒れ」（行旅病人・行旅死亡人）の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質」（『部落問題研究』第201号、2012年），同「日露戦後の行旅病人と家族・労働・地域社会—福島県内で行き倒れた二五〇人余の声から」（『日本史研究』第607号、2013年）が詳しい。
- (41) (42) 前掲註（2）星野英紀・浅川泰宏書、120～121頁。なお同書は、1880年代以降の行政警察による遍路取締りの事例を丹念に発掘・紹介している（122～123頁）。
- (43) 大日方純夫「日本近代警察の確立過程とその思想」（『日本近代思想大系3 官僚制 警察』岩波書店、1990年）。